

## 警察法施行令の改正について

### 1 改正の内容

- (1) 警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準の改正（別表第1関係）  
大阪府警察本部の内部組織の基準を改め、大阪府警察本部に副本部長1人を置くこととする。
- (2) 地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準の改正（別表第2関係）  
地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準を改め、合計626人の増員を行う。

### 2 施行期日

公布の日